

# 「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」の概要

平成 29 年 12 月 7 日  
個人情報保護委員会事務局

## 1. 改正の趣旨

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第24条の規定に基づき、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として定めるものに関する規則を定めるもの。

## 2. 概要

個人情報保護法第 24 条においては、外国にある第三者に対して個人データを提供する場合には、原則としてあらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならないこととされている。

ただし、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定める外国」にある第三者への個人データの提供については、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならないという同法第 24 条の規定は適用されないこととされており、この個人情報保護委員会規則で定める外国が満たすべき要件を定めるもの。

## 3. 施行期日

公布の日（平成 30 年春頃を予定）